

# 横須賀市報

第1836号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

## 目次

条 例	
◇横須賀市個人情報保護条例中一部改正	14921
告 示	
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について	14922
◇指定自立支援医療機関の指定について	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の変更について	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定辞退について	〃
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	〃
◇除却広告物等の保管について	〃
◇放置自転車等の移動について	14923
公 告	
◇差押財産の公売に係る最高価申込者の決定について	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	14924
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	〃
◇開発行為の工事完了について	〃
◇担保権設定等財産差押通知書の公示送達	〃
◇配当計算書の公示送達	〃
◇担保権設定等財産差押解除通知書の公示送達	〃
◇都市公園の供用開始について	14925
◇都市公園の区域及び面積の変更について	〃
教育委員会規則	
◇横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則	〃
◇横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中一部改正	14926
◇横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中一部改正	〃

◇横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則  
中一部改正..... 14931

### 教育委員会告示

◇教育委員会定例会の招集について..... 14934

### 選挙管理委員会告示

◇選挙権を有する方の50分の1の数について..... 14935

◇選挙権を有する方の3分の1の数について..... 〃

◇選挙権を有する方の6分の1の数について..... 〃

### 正 誤

## 条 例

横須賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

### 横須賀市条例第3号

横須賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例  
横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第9項」に改め、同項第5号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「法第2条第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 告 示

### 横須賀市告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年 1月31日	あきやま医院	横須賀市根岸町1丁目9番9号スカイマンション2階	訪問リハビリテーション	横須賀市根岸町一丁目9番9号スカイマンション2階 医療法人徳昌会 理事長 暁山昌幸

### 横須賀市告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年 2月28日	中島内科デイサービス	横須賀市米が浜通1丁目17番地YMビル3階	地域密着型通所介護	横須賀市米が浜通一丁目17番地YMBLDG. 2階 医療法人社団ゆるぎない愛の会 理事長 中島 茂

横須賀市告示第46号  
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に

規定する医師として次のとおり指定しました。  
令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	氏 名	診 療 科 目	診 断 する 障 害 の 区 分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地
令和4年 3月1日	井上 堂 司	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766番地1
同	田口 瑛 子	整 形 外 科	肢 体 不 自 由	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766番地1
同	白石 壮 宏	外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766番地1
同	大谷 恵	腎 臓 内 科	じん臓機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地
同	高橋 郁 太	腎 臓 内 科	じん臓機能障害	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地
同	小林 夏 樹	脳 神 経 外 科	音声言語機能障害、 肢体不自由	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号

横須賀市告示第47号  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。  
令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自 立 支 援 医 療 の 種 類
令和4年3月1日	一般社団法人空と花在宅看護センター横須賀	横須賀市稲岡町82番地神奈川歯科大学内	訪問看護	育成医療及び更生医療
同	クリエイト薬局横須賀長井店	横須賀市長井3丁目1番11号	薬局	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第48号  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により、次に掲げる指定小児慢性特定疾病医療機関から所在地を変

更した旨の届出がありました。  
令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地	
		新	旧
令和4年 2月20日	セントケア訪問看護ステーション横須賀	横須賀市安浦町3丁目43番地17極東物産ビル3F	横須賀市汐入町3丁目18番地スカイテリア202

横須賀市告示第49号  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により、次に掲げる医療機関から指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退がありました。  
令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
令和4年 2月25日	いがらし薬局	横須賀市岩戸3丁目27番8号
令和4年 2月28日	サンライズファミリークリニック	横須賀市武1丁目20番17号ライフコート横須賀武山クリニックビル3階

横須賀市告示第50号  
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を形質変更時要届出区域として指定します。  
令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

1 形質変更時要届出区域

横須賀市稲岡町82番6の一部  
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

横須賀市告示第51号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。  
令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置された場所	除 却 年 月 日	保 管 期 間
立看板等	1	グリーンハイツ地内	令和4年2月1日から同月28日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

- 2 保管場所  
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
  - (1) 返還場所及び返還日時  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
  - (2) 持参するもの  
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先  
横須賀市都市部まちなみ景観課

~~~~~

**横須賀市告示第52号**  
自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。  
令和4年3月25日  
横須賀市長 上地 克明

1 移動年月日等

| 移動年月日             | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                             | 保管場所                        |
|-------------------|-------------|------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                   | 自転車         | 原動機付自転車及び普通自動2輪車 |                                                            |                             |
| 令和4年2月1日から同月28日まで | 55台         | 0台               | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                            | 夏島町自転車等保管所<br>横須賀市夏島町2番地    |
| 同                 | 3           | 1                | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域                                          | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                           | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |
| 同                 | 4           | 0                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                            | 同                           |
| 同                 | 28          | 4                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                         | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域                                          | 同                           |
| 同                 | 1           | 1                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域                                           | 同                           |
| 同                 | 3           | 1                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                            | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町4丁目4番地 |
| 同                 | 4           | 2                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                          | 同                           |
| 同                 | 9           | 1                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                           | 同                           |
| 同                 | 0           | 1                | Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域                                       | 同                           |
| 同                 | 10          | 2                | 夏島町、浦郷町4丁目、坂本町6丁目、本町3丁目、新港町、桜が丘1丁目、吉井3丁目、岩戸2丁目及び芦名1丁目地内の道路 | 同                           |
| 同                 | 1           | 0                | 横須賀中央駅第1自転車等駐車場                                            | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町2丁目1番地 |

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
  - (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
  - (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
  - (3) 移動費用  
自転車 1台につき1,500円  
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき3,000円
  - (4) 持参するもの  
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市土木部土木計画課

公 告

**横須賀市公告第37号**（令和4年3月2日）  
（掲示済）

令和3年横須賀市公告第238号による公売に係る公売財産（不動産）の最高価申込者を次のとおり決定したので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定の例により公告します。  
令和4年3月2日  
横須賀市長 上地 克明

（次のとおりは略）

~~~~~

**横須賀市公告第41号**（令和4年3月11日）  
（掲示済）

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律

第226号)第20条の2の規定により公告します。  
 なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月11日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	介護保険料	12月分	令和4年1月31日

(別紙略)

横須賀市公告第42号 (令和4年3月11日) 掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月11日

横須賀市長 上地 克明

年 度	科 目	備 考
令和3年度	国民健康保険料決定通知書	12月分から2月分までの納期限は、令和4年3月31日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第43号 (令和4年3月11日) 掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月11日

横須賀市長 上地 克明

年 度	科 目	備 考
令和2年度	国民健康保険料	減額分
		減額分

令和3年度	変更通知書	12月分から2月分までの納期限は、令和4年3月31日に変更する。
-------	-------	----------------------------------

(別紙略)

横須賀市公告第44号 (令和4年3月11日) 掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月11日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和元年度	国民健康保険料	11月分	令和元年12月27日
令和2年度		11月分	令和2年12月28日
令和3年度		11月分	令和3年12月28日
		12月分	令和4年1月27日

(別紙略)

横須賀市公告第45号 (令和4年3月11日) 掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月11日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和3年度	後期高齢者医療保険料	12月分	令和4年1月31日

(別紙略)

横須賀市公告第46号 (令和4年3月11日) 掲示済

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月11日

横須賀市長 上地 克明

許可年月日及び許可番号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年1月13日 令3開第13号	令和4年3月2日 令3第13号	横須賀市津久井3丁目1585番3ほか2筆	横須賀市津久井1丁目14番8号フェニックスリビエラ102 梶 なつみ

横須賀市公告第47号 (令和4年3月15日) 掲示済

別紙の者は、その事務所及び事業所が明らかでないため、担保権設定等財産の差押通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月15日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年3月15日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第49号 (令和4年3月15日) 掲示済

別紙の者は、その事務所及び事業所が明らかでないため、担保権設定等財産の差押解除通知書の送達ができないので、地方

税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき者から申出があるときは交付します。

令和4年3月15日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第50号(令和4年3月25日)

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次のとおり都市公園を設置し、令和4年3月25日からその供用を開始します。

令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

名称	位置(代表地番)	区域	面積
長坂緑地	横須賀市芦名3丁目1460番	別図のとおり	平方メートル 686,752

(別図略)

横須賀市公告第51号(令和4年3月25日)

都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)第2条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和4年3月25日からその供用を開始します。

令和4年3月25日

横須賀市長 上地 克明

名称	位置(代表地番)	区域	面積	
			変更前	変更後
須軽谷都市林	横須賀市須軽谷1274番1	別図のとおり	平方メートル 22,502	平方メートル 24,236
須軽谷第3都市林	横須賀市須軽谷字大谷1344番地	別図のとおり	16,958	18,130
武1丁目第2都市林	横須賀市武1丁目3043番1	別図のとおり	33,504	42,367
武3丁目第2都市林	横須賀市武3丁目3369番	別図のとおり	63,436	73,716
津久井5丁目第2都市林	横須賀市津久井5丁目3722番口	別図のとおり	106,574	115,872

(別図略)

## 教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第1号(令和4年3月1日)

横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

令和4年3月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新倉 聡

横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民と学校が目指す子ども像や学校像を共有し、学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民との協働を図り、児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(協議会の設置)

第3条 前条の目的を達成するため、市立学校設置条例(昭和39年横須賀市条例第39号)別表第1から別表第4までに規定する学校ごとに協議会を置く。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

(統括本部)

第4条 協議会を統括するため、教育委員会に学校運営協議会統括本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部に本部長及び副本部長を置く。  
3 本部長は、教育長をもって充て、副本部長は、教育委員会

事務局学校教育部長をもって充てる。

4 本部の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育指導課において行う。

(委員)

第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)のうち次項第4号及び第5号に掲げる者以外の委員の定数は、8人以内(2以上の学校について一の協議会を置いたときの当該協議会にあっては、教育委員会が当該学校の校長と協議して定める人数)とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、当該協議会を置く学校(以下「対象学校」という。)の校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 保護者
- 地域住民
- 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 対象学校の校長
- 対象学校の教職員
- 学識経験者
- 関係行政機関の職員
- その他教育委員会が適当と認める者

3 委員に欠員が生じた場合には、必要に応じて対象学校の校長の推薦により、教育委員会は、新たな者を委嘱し、又は任命することができる。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(秘密の保持等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす行為を行うこと。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日後の最初の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 第5条第3項の規定により委嘱され、又は任命された委員

の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会長等)

第8条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選任され、及び指名されていないとき又は緊急を要するときは、対象学校の校長は、会議を招集することができる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 協議会に対象学校における教育活動の改善及び充実を図るため、部会を置くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第11条 対象学校の校長は、毎年度学校運営に関する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。

- 2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 学校教育目標及びその実現に向けた学校運営に関すること。
  - (2) 教育課程の編成に関すること。
- 3 対象学校の校長は、第1項の規定により承認された方針に従って学校運営を行うものとする。

(協議会の役割)

第12条 協議会は、次に掲げる事項を担任する。

- (1) 前条第1項に規定する承認に関すること。
- (2) 対象学校の運営に関する事項について協議すること。
- (3) 対象学校の運営への必要な支援に関する事項について協議すること。
- (4) 対象学校の児童生徒の健全育成に関する事項について協議すること。
- (5) その他対象学校の校長が必要があると認める事項について協議すること。

2 協議会は、前項に規定するもののほか、対象学校の校長の求めに応じ、対象学校の運営に関して意見を述べることができる。

3 協議会は、保護者及び地域住民の理解及び主体的な参画を促し、並びに支援及び協力を得ることができるようにするため、前項の規定による協議の結果の情報を保護者及び地域住民に積極的に提供しよう努めるものとする。

4 協議会は、未来の地域づくりを担う子どもを育てるため、学校に係る多様な活動を保護者及び地域住民との協働活動につなげるよう努めるものとする。

5 協議会は、地域住民及び学校との連絡調整を行うとともに、地域住民及び学校との活動を継続して行うための支援体制を整えるよう努めるものとする。

(学校運営に関する意見の申出)

第13条 協議会は、前条第1項第2号から第5号までに掲げる事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を申し出ることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を申し出るときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及びその委員の役割、責任等について正しい理解を深めるための研修等を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解囑等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解囑し、又は解任することができる。

- (1) 本人から辞職又は辞任の申出があったとき。
- (2) 委員を解囑し、又は解任するに相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、前項第2号の規定により委員を解囑し、又は解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(その他の事項)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第2号 (令和4年3月1日) 掲 示 済

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「4月4日」を「4月6日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上特に必要があると認めるときは、教育長は、第1項第2号から第5号までに規定する休業日の期間を変更することができる。

第23条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

学校に学校評議員を置く。ただし、学校運営協議会を設置した学校については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第3号 (令和4年3月1日) 掲 示 済

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8号様式(第1面)から第8号様式(第4面)までを次のように改める。

第 8 号様式 (第 1 面) (第 8 条第 1 項関係)

ろう学校高等部生徒指導要録

(学籍に関する記録)

学年			
区分	1	2	3
ホーム ルーム			
整理 番号			

学 籍 の 記 録				
生 徒	フリカ`ナ 氏 名			入 学 ・ 学 編 入 学 ( 年 )
	( 年 )	性別		転 入 学 ( 年 )
保 護 者	フリカ`ナ 氏 名			転 学 ・ 学 退 学 ( 年 )
	現住所			留 学 等 ( 年 ) ~ ( 年 )
入 学 前 の 経 歴			( 年 )	卒 業 ( 年 )
				進 学 先、 就 職 先 等
学 校 名 及 び 所 在 地				
年 度	( 年度 年度 )	( 年度 年度 )	( 年度 年度 )	( 年度 年度 )
学年 区分	1	2	3	
校 長 氏 名 印				
ホ ー ム ル ー ム 担 任 者 氏 名 印				





第 8 号様式 (第 3 面)

(指導に関する記録)

生徒氏名	学 校 名	学年 区分	1	2	3
		ホームルーム			
		整理番号			

各教科・科目等の学習の記録												
各教科・科目等		第 1 学年			第 2 学年			第 3 学年			修得単位数の計	備 考
		学観 習点 評 備別	評 定	修得 単 位 数	学観 習点 評 備別	評 定	修得 単 位 数	学観 習点 評 備別	評 定	修得 単 位 数		
教科等	科目等											
	総合的な探究の時間											
	小計											
	留學											
	合計											

第8号様式(第4面)

生 徒 氏 名

総合的な探究の時間の記録		
学習活動	観 点	評 価

特 別 活 動 の 記 録				
内 容	観 点	年 度		
		1	2	3
ホームルーム活動				
生徒会活動				
学校行事				

自立活動の記録		入学時の障害の状態
第1学年		
第2学年		
第3学年		

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第1学年	
第2学年	
第3学年	

出 欠 の 記 録								
学年	区分	授業日数	出 席 停 止 ・ 忌 引 等 の 日 数	留 学 中 の 日 数	出 席 し な け ば な ら ぬ 日 数	欠 席 日 数	出 席 日 数	備 考

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

横須賀市教育委員会規則第4号 (令和4年3月1日) 掲 示 済

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月1日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則（平成12年横須賀市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「4月4日」を「4月6日」に改め、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号から第5号まで」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上特に必要があると認めるときは、教育長は、第1項第2号から第5号までに規定する休業日の期間を変更することができる。

第24条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

学校に学校評議員を置く。ただし、学校運営協議会を設置した学校については、この限りでない。

第12号様式（第1面）中 「備考」 を 「進学先、就職先等」 に

改める。

第12号様式（第2面）から第12号様式（第4面）までを次のように改める。

第12号様式（第2面）

各教科・科目等の修得単位数の記録

生徒氏名	
------	--

教科等	科目	修得単位数の計	備考

教科等	科目	修得単位数の計	備考

教科等	科目	修得単位数の計	備考

総合的な探究の時間		
-----------	--	--

留 学		
-----	--	--

合 計		
-----	--	--



第12号様式 (第4面)

生 徒 氏 名

総合的な探究の時間の記録		
学習活動	観 点	評 価

特 別 活 動 の 記 録					
内 容	観 点	年 度			
		( 年 度 年 度 )	( 年 度 年 度 )	( 年 度 年 度 )	( 年 度 年 度 )
ホームルーム活動					
生徒会活動					
学校行事					

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
年度 ( 年度 )	
年度 ( 年度 )	
年度 ( 年度 )	
年度 ( 年度 )	

出 欠 の 記 録								
年度	区分	授業日数	出 席 停 止 ・ 忌 引 等 の 日 数	留 学 中 の 授 業 日 数	出 席 し な け れ ば な ら な い 日 数	欠 席 日 数	出 席 日 数	備 考
( 年度 )								
( 年度 )								
( 年度 )								
( 年度 )								

附 則  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

### 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第3号 (令和4年2月28日)  
掲 示 済  
 横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
 令和4年2月28日

横須賀市教育委員会  
教育長 新倉 聡

- 1 日時 令和4年3月3日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 教育委員会の所管に係る横須賀市個人情報保護条例施行規則等中改正等について
  - (2) 教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中改正について
  - (3) 教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について
  - (4) 横須賀市教育委員会公印規則中改正について
  - (5) 教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について中改正について
  - (6) 教育委員会専決規程等中改正について
  - (7) 指定重要文化財の指定について

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第1号 (令和4年3月1日) 掲示済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,728です。

令和4年3月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第2号 (令和4年3月1日) 掲示済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、112,130です。

令和4年3月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第3号 (令和4年3月1日) 掲示済

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、56,065です。

令和4年3月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口 道夫

正 誤

令和3年4月1日付け横須賀市報号外第8号14ページ右欄下から13行目中

「氏名(名称) \_\_\_\_\_」は「氏名(名称) \_\_\_\_\_」の誤り

令和3年7月1日付け横須賀市報号外第20号1ページ横須賀市規則第80号中

「第2号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

(青少年の家条例施行規則の一部改正) \_\_\_\_\_  
「第2号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。  
同号2ページ横須賀市規則第80号中

「第7条 青少年の家条例施行規則(昭和43年横須賀市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「代表者 \_\_\_\_\_」を「代表者 \_\_\_\_\_」に改める。

第2号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

(総合福祉会館条例施行規則の一部改正) \_\_\_\_\_

「(総合福祉会館条例施行規則の一部改正)」の、「第8条」は「第7条」の、

「(老人デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第9条 老人デイサービスセンター条例施行規則(平成5年横須賀市規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「代表者 \_\_\_\_\_」を「代表者 \_\_\_\_\_」に改める。

(老人福祉センター条例施行規則の一部改正) \_\_\_\_\_

「(老人福祉センター条例施行規則の一部改正)」の、「第10条」は「第8条」の、「第11条」は「第9条」の、「第12条」

は「第10条」の、「第13条」は「第11条」の、「第14条」は「第12条」の、「第15条」は「第13条」の、

「第4号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第5号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。

第6号様式中「氏名 \_\_\_\_\_」を「氏名 \_\_\_\_\_」に改め、同様式備考に関する部分をは削る。